

## 酒気帯び運転容疑による逮捕事案に関する調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり酒気帯び運転容疑による逮捕事案に関する調査特別委員会を設置するものとする。

### 記

- 1 名 称 酒気帯び運転容疑による逮捕事案に関する調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条及び嘉手納町議会委員会条例（昭和62年条例第16号）第5条
- 3 目 的 嘉手納町議会議員の酒気帯び運転容疑による逮捕事案に関する調査
- 4 委員の定数 7人
- 5 調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

#### （提案理由）

嘉手納町議会議員である仲村一議員が、12月8日、酒気帯び運転容疑により逮捕された。飲酒運転は、過失事犯ではなく故意の犯罪事犯・類型として認識されているように、間違っただけという事とは異なる。議会議員は、慎重な上にも慎重な対応をし、住民の模範となるような行動をとらなければならない。本件が町民へ与える影響、議会への不信など、その影響は多大である。

よって、本町議会は、議会の権威、議員の品位及び町民への信頼回復のため、当該議員に対し議会への信頼を失墜させた責任を問い、本事案を調査し厳正に対処すべく、地方自治法第109条及び嘉手納町議会委員会条例第5条の規定により、特別委員会を設置するものとする。